

J Aにしみの女性部ポイント制度規約

本規約は、当 J Aが女性部会員（以下「会員」という）の活動内容や事業の利用に応じてポイント付与・商品券の取扱いに関する事項を定めたものです。

第1条 会員資格

当 J A管内在住の女性で、入会申込書と年会費 300 円を納めた方であればどなたでも会員となります。

第2条 メンバースカード（以下「カード」という）の発行と取扱い

①カードの発行

- ・カードは、会員本人に1枚、新規女性部加入時に加入支店で発行します。
- ・カードがポイントで満了となった場合は、女性部加入支店で追加発行します。

②カードの管理

カードは会員の責任において管理してください。

③カードの使用制限

カードに記載された会員のみ利用できるものとし、家族、他人への譲渡・貸与することはできません。

第3条 ポイント付与

①ポイント付与基準

付与されるポイントの内容及び取扱いは、別に定める。

②ポイント付与方法

- ・別表の基準に基づき、ポイントを付与します。必ず活動時、利用時にカードを提示してください。
- いかなる場合でも、後日、ポイントを付与することはできません。（特例として、物流センター配達の商品購入分については納品書を加入支店に提示時に押印します。）
- ・女性部商品券を使用し支払いをする場合は、総額から差し引いた金額がポイント付与の対象となります。

第4条 返品・取消時のポイント処理

会員の都合により返品・取消する場合は、返品・取消時にカードを提示するものとし、付与したポイントは取り消します。

第5条 ポイントの譲渡

会員が保有するポイントは、家族・他人に譲渡・貸与することはできません。

第6条 ポイントの使い方とカードの扱い

- ・ポイント交換基準は、20 ポイントとします。
- ・1,000 円の商品券と交換します。
- ・ポイントで満了となったカードは、女性部加入支店で商品券と新カードに交換します。直ちに交換手続きを行ってください。満了となったカードの欄外への押印及びレシート等別紙への押印は一切行いません。
- ・交換後のカードは回収します。

第7条 商品券の使用

①使用場所

当JAの支店、営農経済センターとFM各店舗において現金でのお買い物でご使用ください。

②有効期間

商品券の発行日から1年間です。

③使用に際しての制限

- ・おつりは出ません。
- ・現金との交換は出来ません。
- ・有効期限の切れた商品券は無効です。
- ・汚損により商品券としての判別が出来ないものは無効です。

第8条 カードの紛失・盗難

①紛失時のカード発行とポイントの扱い

- ・カードを紛失した場合は、女性部加入支店へ通知し、再発行の依頼をしてください。
- ・カードの再発行は、以前に付与されたポイントは無効となります。
- ・カードを再発行後、紛失したカードを発見した場合は、速やかに新旧のカードを発行店へ提示してください。ポイントは復活します。

②免責事項

- ・カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、当JAは一切の責任を負いません。

第9条 会員資格の喪失とポイントの無効

会員は、次のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失し、当JAにカードを返却するものとし、ポイント残高はすべて失効するものとし、

- (イ) 本規約に違反したとき。また、違反と判断したとき。
- (ロ) 会員が死亡したとき、又は実在しないことが判明したとき。
- (ハ) 不正な方法によりカードを取得し、使用したとき。
- (ニ) カードを偽造して使用したとき。
- (ホ) 退会のときは、カードを返却してください。

第10条 規約の変更

①規約の変更

- ・本規約は、当JAの都合により変更することがあります。
- ・変更内容は、当JAのホームページへ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。
- ・告知をもって、改定があったこととします。

②ポイント制度の運用の中断・終了

ポイント制度の運用は、当JAの都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当JAのホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

③規約変更等による免責

第1項又は第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当JAは一切の責任を負いません。

附則

この規約の変更は、令和3年4月1日から施行する。